

第16. 委員会指示等について

★海区漁業調整委員会とは??

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づいて設置され、漁業調整を図ることで水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展を図ることを役割としています。

(1) 日高海区漁業調整委員会が発動した委員会指示

★委員会指示とは??

水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権・入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止及び解決を図る等「漁業調整」のために、関係者に対し必要な指示をするものです。（参考文献：「水協法・漁業法の解説」 漁協組織研究会編著）

令和元年度に発動した委員会指示：まつかわの採捕制限に係る委員会指示

指示期間	令和元年8月8日～令和2年8月7日
指示海域	広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の日高振興局管内沖合海域
委員会指示の内容	全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない
備考	独立行政法人、大学またはこれらの機関から委託を受けたものが試験研究のために採捕する場合はこの限りではない

(2) 日高海区漁業調整委員会が行っている調査等

1 さけ定置漁業の漁獲実績の把握

当管内におけるさけの漁獲状況を把握することにより、さけ資源の利用・調整に役立てています。

● 令和元年度日高管内秋さけ定置漁業による漁獲重量（単位：kg）

えりも漁協		日高中央漁協		ひだか漁協	
庶野	368,523	様似	497,360	三石	536,571
えりも	729,742	浦河	436,833	静内	529,822
冬島	370,760	荻伏	414,560	新冠	280,708
				門別	174,878